

高齢者虐待の現状と 従事者や事業所の責務について

佐倉市役所高齢者福祉課（R5.3）

1

虐待の早期発見について

【高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第5条より】

- 養介護施設
- 病院
- 保健所
- 高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者
- 医師
- 保健師
- 弁護士
- 高齢者の福祉に職務上関係のある者

→ 高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、**高齢者虐待の早期発見に努めなければならない**...とされている

■ 本日参加いただいている皆様は、下線部分に該当することになります。

2

～養護者による虐待について～

3

佐倉市の虐待通報受理状況（養護者による虐待）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
通報件数	73件	105件	94件
虐待有と判断した件数	21件	28件	27件
虐待者と分離した件数	9件	18件	13件
虐待の種別件数 ※重複あり	1位：身体的虐待 2位：心理的虐待 3位：ネグレクト	1位：身体的虐待 2位：心理的虐待 3位：ネグレクト	1位：身体的虐待 2位：心理的虐待 3位：経済的虐待
被虐待者性別	男性：8件 女性：13件	男性：8件 女性：20件	男性：9件 女性：18件
虐待者の続柄 ※上位3つ抽出	息子：14件 夫：3件 娘：2件	息子：15件 夫：9件 娘：2件	息子：14件 妻：3件 娘：3件

4

養護者による虐待 ～通報義務について～

【高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第7条】

■ 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、

① **高齢者の生命または身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市町村に通報しなければならない。**

→ **(通報義務)**

② 生命または身体に重大な危険が生じている場合以外は、市町村に通報するよう努めなければならない。

→ **(努力義務)**

5

養護者による虐待 ～通報窓口について～

佐倉市役所高齢者福祉課 包括支援班	佐倉市海隣寺町97番地 ☎043-484-6138
佐倉地域包括支援センター	佐倉市宮前3丁目12-1 ☎043-488-5151
臼井・千代田地域包括支援センター	佐倉市王子台1丁目23番地レイクピアウスイ3階 ☎043-488-3731
志津北部地域包括支援センター	佐倉市ユーカーが丘2丁目2-1 ☎043-462-9531
志津南部地域包括支援センター	佐倉市上志津1672-7 志津市民プラザ1階 ☎043-460-7700
南部地域包括支援センター	佐倉市大篠塚1587 ☎043-483-5520

■ **虐待の判断は、市や地域包括支援センターが行います。**

■ **支援においては、皆様に協力をお願いすることがあります。**

6

～養介護施設従事者等による 虐待について～

7

「養介護施設従事者等」の定義について

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法 による規定	・老人福祉施設 ・有料老人ホーム	・老人居宅生活支援事業	「養介護施設」 または 「養介護事業」 の業務に従事する者 (※)
介護保険法 による規定	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター	・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業	

(※) 業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務職員等）や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含まれます。（高齢者虐待防止法第2条より）

8

佐倉市の虐待通報受理状況（養介護施設従事者等による虐待）

	令和元年度	令和２年度	令和３年度
通報件数	5 件	7 件	3 件
事実確認調査の対象となった施設等の種別	有料老人ホーム : 1 件 特養（地密含む） : 3 件 短期入所施設 : 1 件	特養 : 3 件 通所介護・リハ : 1 件 短期入所施設 : 1 件 G H : 1 件	有料老人ホーム : 1 件 通所介護・リハ : 1 件 短期入所施設 : 1 件
虐待事実が認められた件数	1 件	1 件	1 件

9

養介護施設従事者等による虐待 ～通報義務について～

【高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第 21 条より】

A 養介護施設従事者等は、高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報しなければならない。

→ 養介護施設従事者等が虐待を発見した場合は通報義務が課せられています！

B 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見し、重大な危険が生じている場合には、速やかにこれを市町村に報告しなければならない。

→ （通報義務）

C 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する様努めなければならない。

→ （努力義務）

10

養介護施設従事者等による虐待 ～通報窓口について～

【通報・相談窓口】

佐倉市役所福祉部高齢者福祉課 包括支援班
佐倉市海隣寺町97番地

☎043-484-6138

- 虐待の判断は、市が行います。
- 通報内容を踏まえて必要な調査等を行い、虐待発生の要因確認と、再発防止のための体制整備について助言や改善指導等を行います。

11

養介護施設従事者等による高齢者虐待防止に向けて①

【高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第20条より】

- 養介護施設従事者等への**研修の実施**
 - 養介護施設等の入所者、利用者、養介護事業に係るサービスの提供を受ける**高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備**
 - 高齢者虐待防止のための措置を講ずること**
- 養介護施設等の設置者や養介護事業を行うものに義務付けられている

12

養介護施設従事者等による高齢者虐待防止に向けて②

【令和3年4月～ 各サービス運営基準より】

虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じなければならない。

- ① 虐待防止のための対策を検討する **委員会の定期開催**と従事者への**周知徹底**
- ② 虐待防止のための**指針の整備**
- ③ 従事者への**定期的な研修の実施**（入所系サービスは年2回以上、その他は年1回以上）、**新規採用時の研修の実施**
研修実施内容の記録
- ④ **担当者の配置**

◎ 上記について、約1年後の**令和6年4月1日より義務化**されます。（現在は努力義務）

13

虐待やリスクに気づく従事者の「目」と「意識」の醸成

虐待を発生させない事業所の雰囲気・環境づくり



虐待防止の体制整備を進めることは



従事者の工夫やアイデアがより良いケアを生む

従事者が働き続けたいと思える職場へ



14